

# 古事記は和銅五年に成ったか

瀬 間 正 之

## 一 はじめに

古事記の成立について、多くの偽書説は、平安時代説を採るが、今日の学界では支持されるところが少ない。一方で、古事記の本文を和銅以前に遡らせる説も存する。夙く、賀茂真淵は、「本文の文体を思ふに和銅などよりもいと古かるべし」と述べ、その理由の一つとして、七一年建立の「多胡碑」に「尊」と用いられる尊称辞が、古事記本文ではすべて「命」とあることを挙げる。近年でも、上代特殊仮名遣「モ」の書き分け、宣命体の不採用を理由に、古事記本文を天武朝に遡らせる向きもある。

本稿では、他の上代文字資料との対照から、古事記の文字表現が和銅に書かれたと見られる徴証を示し、まさしく二〇一二年が古事記撰録千三百年であることを確認したい。

## 二 天武朝成立説

最初に古事記の書き様を和銅以前のものであることを指摘したのは、賀茂真淵である。以下が、その明和五年（一七六八）三月一三日附の宣長宛の書簡の当該箇所である。

惣て古事記は、序文を以て、安万侶之記とすれども、本文の文体を思ふに和銅などよりもいと古かるべし。序は恐らく奈良朝の人之追て書し物かとおぼゆ。序中に、みことといふに尊の字有。尊は至貴をいふと日本紀にしるし、古事記は皆命字のみ也。上野之多胡碑文に、時之執政之親王・大臣等を石上尊など書しかば、和銅頃専らさ書しかともいふべけれど、本文に無からば疑はし。凡日本紀も推古天皇紀以下は文体まぢまぢ也。事実の相違も有之ば、是も推古以後は奈良朝にて

加へしものと見ゆ。其比古事記の序も作りしか。これらの事後来よく考給え。此序なくはいと前代の物と見ゆる也。

※序の「日子波隈建鵝草葺不合尊」真福寺本のみ「命」、道果本・伊勢本以下寛永版本、延佳本・古訓古事記、すべて

「尊」

七一一年建立とされる多胡碑に「尊」字が既に使用されるにも関わらず、古事記本文が「命」字を使用することから生じた疑問である。

今日でも、神田秀夫氏の古層・飛鳥層・白鳳層の分類と安萬侶の糊と鈿の論は傾聴すべきところであるが、神田氏は最終的には古事記を持統五年以前の成立と見られていたようである。古代史研究者の川副武胤氏も、和銅四年九月十八日から五年正月二十八日の間に安万侶がなしたのは、序文の書き下ろしとその推敲、数百の音・訓注を新たに加えただけであると考えられていた。

近年これを積極的に主張されたのは西條勉氏である。西條氏は、モの甲乙が書き分けられること、〈前―宣命体〉で書かれること等から、本文は天武朝のものであり、安万侶は本文には手を加えず注をつける作業にのみ携わったとされ、三浦佑之氏もこれを支持している。

小谷博泰氏も当初は、天武朝の頃には、すでに古事記の

文章は、表記法としては書き得たが、「書けた」から「書いた」とは限らないと慎重に述べられていたが、最近では「原古事記」とも言える資料集の中で、いく通りかの表記法がなされていたものを、整えて不揃いながらも、全体を統一し、一書として読み通せるようにしたのは、元明朝における安万侶であるとされ、和銅成立説を採られた。

さて、宣命体は、祝詞にせよ、宣命にせよ、人々の前で音声化されることを前提とした表記法であり、古事記は、その一語一句を音声化する要求を有していない。稲荷山鉄劍銘の固有名詞の音仮字表記の方法を採れば、五世紀後半（あるいは六世紀前半）にも歌の一字一音の音仮字表記は可能であったが、その当時、歌を文字記載する要求が存在しなければ歌が書記されることはない。したがって歌の音仮名表記は七世紀中葉を待たなければならない。

七十二年以前に宣命体が成立していても、古事記がそれを採用する積極的要求は見当たらない。古事記が西條氏の所謂〈前―宣命体〉で書かれているからと言って、それがそのまま天武朝成立説を裏付けるとは限らない。

また、西條氏が挙げるもう一つの理由、モの甲乙の問題にしても、山口佳紀氏の言を傾聴したい。

すなわち、モの甲乙の区別のない最古の時期は、人麻呂作歌および人麻呂歌集の記された時期（最古は天武九68年

以前)であり、その甲乙の区別が行われた最も新しい時期は、万葉集・卷五(旅人・憶良)に現れる天平五七三年となる。この約六〇年の差は、むしろ、ある一つの音韻変化が完了する過程として当然の時間であり、言語形成期にひとたび習得された音韻体系は老年になっても保持されるのが普通であり、新しい音韻体系をもった人間と古い音韻体系をもった人間の併存する時期は、かなり長くて当然であることを述べている。

したがって、その甲乙の書き分けから、古事記を天武朝にまで遡らせるのは早計と言わざるを得ない。

### 三 「仕奉」

漢語漢文にない国語の敬語を漢字を用いて書き表すことは、国語表記にとって画期的なことである。補助動詞「たまふ」は、古代朝鮮半島にも敬語の接中辞<sup>②</sup>に同音の「賜」を用いた先例があり、我国でも比較的早くからこれを用いたが、漢字で国語を表す苦心は、まず敬語表記に象徴的に現れる。

さて、国語の「つかへまつる」を表記した可能性のあるものに「奉事」「奉仕」「仕奉」などがある。この三者の中、「奉事」のみが漢籍に用例を持ち、「奉仕」は仏典と敦煌変文(降魔変文)に用例を持つが、金剛智(六六九〜七四

一)あたりが初出であり、現在のところ、我が国の用例にさかのぼる使用は確認していない(この問題の詳細については別稿を予定している)。また、現代韓国語にも「奉仕」(봉사)の語はあるが、これは日韓併合時代に移入されたものと思われ、それ以前には用例は求められない。

三者の中、「仕奉」は、我が国独自の表記であると考えられる。我が国では、「奉事」の「事」の書記用漢字の訓が「コト」に定訓化した結果、「つかふ」の書記用漢字として「仕」が専用されるようになり、「奉事」から「奉仕」という表記が生じたことが想定される。それが「奉仕」(つかへまつる)のように返読せず、国語の語順のままに漢字を配列した「仕奉」となったと考えられる。時代は降るが、平安初期の『新訳華嚴経音義私記』に「事善知識事云仕奉也」とある。これはここでの「事」の意味(訓み)を「仕奉」という訓字で示したものであり、「つかへまつる」の当時もとも常用された表記が「仕奉」であったことが認められる。

古事記は、「仕奉」のみを二五例用いるが、各巻から二例ずつ挙げれば以下の通りである。

上巻70 「恐之。仕奉。……」76 立御前而仕奉。

中巻90 答白「仕奉」93 欺陽仕奉而、作大殿。

下巻171 口日賣、仕奉太后。173 「……思不仕奉。……」

右のように、序文を除き、上・中・下巻、地の文・会話文を問わず用いられている。

「奉事」は、江田船山古墳出土太刀銘「奉事典曹人名无利弓」、稻荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘「世々為杖刀人首奉事」「吾奉事根原」など早くから用いられ、『日本書紀』にも四例見られる。

「奉仕」は、元興寺露盤銘「奉仕巷宜名伊那米大臣」「奉仕巷宜名有明子大臣」、船首王後墓誌銘「奉仕於等由羅宮治天下天皇之朝」、『日本書紀』神代下・用明紀・孝徳紀詔、持統紀詔に用例を持つ。

その年紀（丙辰年）を信じれば、元興寺露盤銘が他に比して一世紀以上も早いことになり、やはり丙辰年（五九六年）は疑わざるを得ない。これには「大和」「天皇」の語の不審もあり、用語から見れば、一世紀以上後のものと見ても差し支えない。船首王後墓誌銘も、東野治之氏が説かれるように、天武朝末年から八世紀初頭の制作と考えるのが穏当であろう。

さて、「仕奉」の金石文での使用状況は以下の通りである。

法隆寺金堂薬師仏光背銘「將造寺薬誌師像作仕奉」  
「歳次丁卯年仕奉」六〇七？年

伊福吉部徳足比売墓誌「從七位下被賜仕奉矣」七一〇年

金井沢碑「如是知識結而天地誓願仕奉石文」七二六年

金銅山代忌寸真作墓誌「所知天下自輕天皇御世以来至于四繼仕奉之人河内國石川郡山代郷從六位上山代忌寸真作」七二八年

法隆寺金堂薬師仏光背銘<sup>10</sup>以外の金石文では、七一〇年と見られる伊福吉部徳足比売墓誌、七二六年と見られる金井沢碑、七二八年と見られる金銅山代忌寸真作墓誌のみに用いられる。

木簡での使用状況は以下の通りである。

1 飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報二二・一六頁「石神遺跡SD四〇八九」

#### □仕奉

2 飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報二二・一九頁「石神遺跡SD一三四七A」

#### □□仕奉□□

3 平城宮発掘調査出土木簡概報二三・一六頁「和銅六年」

…右件人申仕奉人部加皆…和銅六年六月十二日…

4 平城宮木簡一・木簡番号八〇「平城宮」

…仰彼郡大領所令仕奉止謹解…

5 平城宮発掘調査出土木簡概報二四・一八頁「天平八年」

…御馬所仕奉奴 合肆人 / 大麻呂 否佐麻呂 / 牟須比 / 阿曇

6 平城宮木簡七・木簡番号一一二九六「平城宮内裏西南

隅外郭

坐甘□□□□〔仕カ〕奉↓

7 木簡研究二一〇号二八頁「東大寺大仏殿廻廊西地区（奈良時代）」

・薬院依仕奉人○／大伴部鳥上○入正月（●）  
〔五日カ〕

8 平城宮発掘調査出土木簡概報二二・九頁「二条大路濠状遺構」

□□父仕奉次今申申故依解状件人送

9 平城宮発掘調査出土木簡概報二一・一六頁「長屋王邸」  
・泉幸行仕奉帳内米六升政人

10 平城宮発掘調査出土木簡概報二八・一八頁「長屋王邸」  
□〔一カ〕日仕奉日数九十□〔九カ〕日□

11 木簡研究一七号一九頁「平城京左京七条一坊十六坪東一坊大路西側溝」

・↑月下番□□〔応仕カ〕奉門部三  
12 木簡研究六号四四頁・木簡研究二〇号二二八頁「兵庫

県・山垣遺跡（奈良時代）」

・×物者赤万呂等乞□□□□<sub>性</sub>奉  
平給等女□□立奉

13 木簡研究二二号八九頁「静岡県藤枝市水守遺跡・五世紀一〇世紀」

自今日□〔迄カ〕□七□〔日カ〕□前□態仕奉□足

14 木簡研究三〇号二二頁「大分県国東市飯塚遺跡・八世紀後半一〇世紀」

◇武蔵里長□報仕奉状□凡□……  
15 木簡研究二八号二六頁「奈良県香芝市下田東遺跡・九世紀初頭」

於畏公不仕奉成命（）至死在礼畏公不仕奉也在□

以上のように、木簡では平城宮木簡には見られるが、藤原宮木簡からは発見されていないことは注目される。但し、前後の文字が解読できず、「つかへまつる」の用例としての認定は微妙であるが、1・2の石神遺跡出土の削屑が和銅以前に書かれた可能性を持つ。1は、「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報二二」図版四の写真で確認すれば、墨痕鮮やかに「仕奉」の二字のみ見える。上部には墨痕らしき影が認められるのみである。2は、「仕」は人偏を欠き、「奉」は、左三分の一を欠くが「仕奉」である可能性は高い。これも前後の墨痕は判読不能である。これを最古の用例と認めれば、既に七世紀中葉に「仕奉」の表記が存したことになるが、藤原宮木簡には用例が見られないことから、慎重に判断すべきであると思われる。

また、正倉院文書データベース <http://somodamedia.osaka-cu.ac.jp/index.php> では、二〇件ヒットする。続修四十八「秦家主啓」のみ年紀を欠くものの、他の一九例は、天平一九年のものが最も古く、以下、天平勝宝、天平宝字、宝龜年間の文書である。したがって、正倉院文書の用例は、天平まで降ることになる。

文献資料を見ると、『風土記』では、その成立が和銅五年直後と見られる『播磨国風土記』に、賀古22・飴磨42・揖保48と、三例が用いられ、成立は天平を降ると見られる『豊後国風土記』に、日田288の一例が使用される。<sup>①</sup>

『続日本紀』では、「仕奉」は、六九七年の宣命が初出と見られ、九九例が宣命に、宣命以外では宝龜三年に二例使用されている。「奉仕」は、三三三・三五・三六・四二詔に六例使用されている。『延喜式祝詞』では「奉仕」三例、「仕奉」二五例が認められる。

『日本書紀』では、「つかへまつる」と訓まれる表記は「奉事」五例、「事奉」一例、「侍奉」三例、「奉仕」四例、「仕奉」二例が用いられている。「仕奉」は、敏達紀の日羅の言葉に一例、持統紀の新羅の奏上に一例見られるのみであり、半島系記事に限定的に現れる。

『万葉集』では、題詞・左注など散文には用例がない。「奉仕」は、四例中二例が巻二・一九九番歌（人麻呂長歌）、

「仕奉」も九例用いられるが、巻一三八番歌「逝副 川之神母 大御食尔 仕奉等」、巻三・二三九番歌「恐等 仕奉而」のように人麻呂作歌が初出と見られる。

以上から、「仕奉」の表記は、七世紀末（石神遺跡の例を認めれば七世紀中葉）から用いられはじめ、八世紀以降常用の表記となっていたことが確認される。

#### 四 系譜中の「子」

系譜中の「児」と「子」について、義江明子氏は、一般用法としては「児」の方が古いとされ、御野国戸籍では、男子に「子」、女子に「児」を用いるという使い分けが見られ、これに「児」から「子」への過渡的要素が見られると指摘している。<sup>②</sup>

稻荷山鉄剣銘（四七一年 or 五三二年）「乎獲居臣上祖名意富比坵其児多加利足尼其児名弓已加利獲居其児名多加披次獲居其児名多沙鬼獲居其児名半弓比其児名加差披余其児名乎獲居臣」をはじめ、法隆寺献納観音菩薩立像台座框造像記（六五一年）「児在布奈太利古臣又伯在建古臣二人志願」、山ノ上碑（六八一年）「黒賣刀自此新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児長利僧」など、多くの金石文や戸籍が「児」を用いる中で、船王後墓誌「王後首者是船氏中祖王智仁首児那沛故首之子也」は、「児」と「子」を両用する

が、東野治之氏に拠れば、天武朝末年から八世紀初頭に書かれたと見られる（注9同）。

これらを踏まえ、篠川賢氏が、「児」から「子」への移行の時期を七世紀末から八世紀初頭と見るのは穏当な見解である。

こうした中で、法隆寺天寿国曼荼羅繪帳銘は、「斯歸斯麻天皇之子<sup>11</sup>名蕤奈久羅乃布等多麻斯岐乃弥己等<sup>12</sup>」のように「子」を用いている。この法隆寺天寿国曼荼羅繪帳銘については、その曆法が儀鳳曆に基づくことが金沢英之氏によつて証明された<sup>13</sup>。その他の理由からも、この銘文が儀鳳

【「児」「子」の単独例】

古事記	子	児
日本書紀	342	0
万葉集	205	122
歌	73	46
題詞・左注	62	41
風土記	11	5
日本靈異記	65	2
	125	23

曆施行以降に書かれたことは明白である（注10同）。

上代文献に使用される「子」「児」について、詳細に調査された研究に、朴美賢氏の「日本書紀に見える「児」「子」の考察」がある。朴美賢氏は、「蛭児」などの固有名詞中の用例などを除外

した上代文献での「児」・「子」が単独で使用される例を調査し、上掲の表にまとめられた。

『古事記』のみが「子」を専用することは注目に値するが、ここでは古事記の直後に成立した『風土記』と『日本書紀』の用例について確認したい。

『風土記』の「児」の用例は、『播磨国風土記』の以下の二例のみである。

播磨…賀古28比古汝茅。娶吉備比賣。生児<sup>14</sup>。印南別嬢。播磨…託賀100名道主日女命。无父而生児<sup>15</sup>。

『播磨国風土記』の成立は、「里」の表記から、和銅六七年の撰進の詔以降、靈龜元75年以前と見られる。わずか二例とは言え、『播磨国風土記』にのみ「児」の表記が残存するということは、未精撰説<sup>16</sup>を裏付ける一助とも成り得ると同時に、現存する他の『風土記』に比べ、『播磨国風土記』がいち早く成ったことの徴証の一つに数えられるかも知れない。

続いて『日本書紀』の用例を確認したい。以下、朴美賢氏の分類と調査を参照し、独自に調査した結果を示し、考察する（一部、朴美賢氏の数値・用例と異なる）。

イ「生児」「生子」（化生々・所生々も含む）型  
 生児三五例 α群0 β群三五（神代三四・神武一）  
 生子 一例 α群0 β群一（神代一）

① 神代上4-1…85同宮共住而生兒。號大日本豊秋津洲。次淡路洲。

② 神代下9-0…139根裂神之磐筒男。磐筒女所生之子經津「經津。此云賦都」。主神。

③ 神武3…213事代主神。共三嶋溝楸耳神之女玉櫛媛所生兒。號曰媛踏躡五十鈴媛命。

①のように、「生兒」の用例は、神代紀に集中し、他の卷では神武紀に③のように一例見られるのみである。神代紀と神武紀の親縁性は、後述する「天照大神」と「日雲」の分布にも関わる。「生子」に分類した唯一例は「所生之子」の例であるが、この前後に「く神之子、く」と「子」が続くことから「子」と書かれた可能性も考慮される。このように神代紀には古い用字である「兒」が主用される。口兒・子を介して名前が連なる形式

兒二〇例 α群 九（欽明四・皇極五）

β群一二（神代一一・神功一）

子四八例 α群二四 β群二四

イで確認したように神代紀に古い用字「兒」が用いられるが、口形式では以下のように、「子」と混用される。

神代上5…97而因化成神。號曰磐裂神。次根裂神。兒磐筒男神。次磐筒女神。兒經津主神。

神代上8…129素戔嗚尊之子。號曰五十猛命。

ここで取り挙げたいのは「兒」が歴代巻で用いられる例である。すべてを挙例すれば以下の通りである。

歴代巻の兒

1 神功9…361百濟記云……加羅國王己本旱岐。及兒百久至。阿首至。國沙利。

2 欽明19…69加羅上首位殿奚。卒麻旱岐。散半奚旱岐兒。多羅下旱岐夷他。斯二岐旱岐兒。子他旱岐等。

3 欽明19…89加羅上首位古殿奚。卒麻君。斯二岐君。散半奚君兒。多羅二首位訖乾智。

4 欽明19…117百濟本記云。筑紫君兒。火中君弟。5 皇極24…237大臣兒入鹿更名敏作。

6 皇極24…239又弟王子兒翹岐及其母妹女子四人。7 皇極24…241乙亥。饗百濟使人大佐平智積等於朝。或

本云。百濟使人大佐平智積及兒達率闕名。恩率軍善。

8 皇極24…247筑紫大宰。馳驛奏曰。百濟國主兒翹岐。弟王子。共調使來。

9 皇極24…259冬十一月。蘇我大臣蝦夷。兒入鹿臣。雙起家於甘樗岡。

5・9の「兒入鹿」以外の八例はすべて百濟資料中の用例であり、「兒」の用例は、神代紀と百濟資料にほぼ限定されて用いられていることがわかる。

八人代において天皇の出自及び皇子皇女の誕生などが記



される帝紀的記述における「子」

児0 子二五 α群八 β群一七 持統一

神武3…189神日本磐余彦天皇。諱彦火々出見。彦波瀲

武鸕鷀草葺不合尊第四子也

綏靖4…219神淳名川耳天皇。神日本磐余彦天皇第三子也。母曰媛蹈鞬五十鈴媛命。

「児」は用いられず、「子」のみがα群β群ともに用いられている。

以上から、『日本書紀』において「児」が用いられるのは、神代紀と百済資料であると言うことができる。このことは、百済資料と神代紀の原資料の中には「子」が主用される以前に成立していたものが含まれることを示していると思われるだろう。

さて、「子」の使用例として最も早い可能性のある木簡が二〇一二年に発見された。国分松本遺跡出土「嶋評戸口變動記録木簡」がそれである。今、二〇一二年二月開催の木簡学会での坂上康俊氏による釈文を「子」を含む表面のみ示せば、以下の通りである。

(表)

嶋評 戸主建ア身麻呂又附。去建□「

政丁。次得□□、兵士。次伊支麻呂、政丁。次「

嶋□□占ア恵□□、「川ア里占ア赤足戸有。鉦□□「

小子。之母、占ア真□女。老女。之子。得「

□□ 穴凡ア加奈代戸有。附□□。占マ

□□

問題の「子」(傍線部)を含む部分は「小子。その母、占ア真広女、老女。その子、得…」と釈読されている。この木簡の作成時期として、六九七年夏が有力であるが、六九一年の可能性も残されることが報告されている。

以上、「子」を専用する古事記は、七世紀末以降、書かれたと言いうことができる。

## 五 天照大(御)神

アマテラスの成立について、既に戦前に池山聰助氏の「古典に現れたる天照大神中心思想の発展」があったが、知られるところが少なかつた。また、筑紫申真氏の『アマテラスの誕生』は、一九六二年以来、何度か再刊されるロングセラーであるが、一般書の趣が強く、学界で初めて正当な評価を受けたのは、二〇〇二年の講談社学術新書版に添えられた青木周平氏の解説によってであろう。筑紫申真氏のアマテラス誕生の要点は以下の通りである。

大来皇女が斎王になった六七三年にアマテラスと皇大神宮の誕生の陣痛がはじまり、持統三689年アレリアアマテラスを「天照す、日女尊」(草壁皇子挽歌)と呼び、

アマテラスの誕生は、文武二698年一二月の皇大神宮の誕生（多氣大神宮を度会郡に移した時）以前の十年間。『アマテラスの誕生』（学術新書版一―九頁）

また近年、新谷尚紀氏は『伊勢神宮と出雲大社』において以下のように述べている。<sup>20)</sup>

天照大神のモデルとなったのは高天原広野姫天皇をその諡号とする持統天皇であり、天照大神と皇孫瓊杵尊の關係は持統天皇と文武天皇の關係を投影しており、神話世界における天照大神の「天壤無窮」の神勅は、持統天皇がその父親である天智天皇に仮託して構想し、妹の元明天皇の即位に際して言明された「不改常典」の詔を反映したものといえる。（二〇四頁）

従来、推古朝<sup>21)</sup>、あるいは天武朝<sup>22)</sup>とされていたアマテラスの成立を持統朝から文武朝に遅らせる論が管見に入るようになりつつあったが、二〇一二年になると、日本書紀区分論から、アマテラスの成立を見直す口頭発表が続いた。<sup>23)</sup>とりわけ、α群β群の生みの祖である森博達氏の発表は画期的なものであった。

すなわち、「高天原」と「天照大神」がβ群にのみ用いられ、β群は文武朝以降に書き始められたこと、また「大倭根子天之広野日女尊」〔続日本紀〕大宝三703年一二月一七日の葬送記事の諡号〕が『日本書紀』成立の七二〇年の間

に「高天原広野姫天皇」と変化したと考えられること等から、「天照大神」は文武朝以降に成立したとするものである。

ここで思い合わせられるのは、筑紫申真氏のアマテラスの誕生は、文武二698年一二月の皇大神宮の誕生以前の十年間とする説である。β群（神武天皇→安康天皇二455年）で使用される儀鳳曆は、文武元697年八月もしくは文武二698年正月から、天平宝字八74年に大衍曆に改曆するまで用いられた。両説の重なりは、β群執筆開始以降、文武二698年一二月以前の一年余りと言うことになる。

さて、ここで「大日靈」の神名も含めて検討したい。神代巻において、「日神」「大日靈」「天照大神」の三つの呼称が同時に現れるのは、第五段本書のみである。

神代上 5-0・87 共生日神。號大日靈貴。大日靈貴。此云於保比屢咩能武智。靈音力丁反。一書云。天照大神。一書云。天照大日靈尊。

普通名詞的な「日神」に与えられた最初の固有名詞は、日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌に「天照日女之命」と見られるように「大日靈」であったと考えられる。そして、文武朝になって初めて「天照大神」の神名が成立したと考えられる。<sup>24)</sup>また、「大日靈」の呼称は第五段第一の一書に見られることは以下の通りである。

神代上 5-1・89 伊奘諾尊曰。吾欲生御寓之珍子。乃以左

手持白銅鏡。則有化出之神。是謂大日靈尊。右手持白銅鏡。則有化出之神。是謂月弓尊。又廻首顧眄之間。則有化神。是謂素戔嗚尊。即大日靈尊及月弓尊。並是質性明麗。

第五段第一の一書では、「日神」「天照大神」の呼称は現れない。また、第五段の一書は三貴子の誕生が胎生でなく化生であることも注目される。記紀の三貴子誕生を対照すれば以下の通りである。

【記紀の三貴子の生誕】

紀本	日神 <sup>*1</sup> ・大日靈貴	月神 <sup>*2</sup>	蛭兒	素戔嗚尊 <sup>*3</sup>	胎生
紀②	日	月	蛭兒	素戔嗚尊	胎生
紀①	大日靈尊	月弓尊		素戔嗚尊	化生
紀⑥	天照大神	月弓尊		素戔嗚尊	化生
記	天照大御神	月読命	建速湏佐之男命		化生

\*1 天照大神・天照大日靈尊 \*2 月弓尊・月夜見尊・月讀尊  
\*3 神素戔嗚尊・速素戔嗚尊

かつて拙稿で論じたように、盤古神話等に見られる両目から日月が生まれるモチーフを利用し、胎生から化生へ変容したことが確認される<sup>(25)</sup>。胎生型の第二の一書で単に「日」とあったものが、本書では、正伝として新旧の神名を網羅

し、異称を同一神として認知させる意図が働いたことが窺えるが、第一に立てた名称は「日神」「月神」である。胎生型から化生型へと変容する過程で「大日靈」、さらには「天照大神」の神名が用いられたと見られる。

そう考えた場合、歴代巻の中で、「天照大神」と「大日靈尊」の双方が用いられる唯一の巻、神武紀が注目される。

a 神武189昔我天神。高皇產靈尊。大日靈尊。舉此豐葦原瑞穗國。而授我天祖彥火瓊々杵尊。

b 神武195天照大神。謂武甕雷神曰。夫葦原中國猶聞喧擾之響焉。

c 神武195武甕雷神對曰。雖予不行。而下予平國之劍。則國將自平矣。天照大神曰。諾。

d 神武197天照大神訓于天皇曰。朕今遣頭八咫鳥。

e 神武197我皇祖天照大神。欲以助成基業乎。

右のように、神武紀では、初出のaでは「大日靈尊」と書かれるが、それ以降b c d eはすべて「天照大神」と書かれている。aは東征以前の記事、b c d eは東征以後の記事と分けることもできる。また初出時のaで「大日靈尊」に冠せられたのは「我天神」であるが、eでは「我皇祖」と冠せられている。「皇祖」の使用が孝徳紀を除くとα群には使用されないことが思い合わせられる。すなわち東征以前の記事（自天祖降跡以逮。于今一百七十九萬二

千四百七十餘歳。」(以前)の伝承は、「天照大神」という神名、及び「皇祖」という語の成立以前に形成された可能性が残されることになる。

## 六 結びにかえて

以上、「仕奉」、「子」、「天照大御神」という表現から観て、古事記の天武朝成立説は成り立たず、序の記述通り七二二年に成立したとみて差し支えないと言えるが、ここで問題となるのは、古事記序自体の偽撰説である。

最後にこの問題について特筆すべき論があることを紹介したい。嵐義人氏の「古事記序文と進律疏表」がそれである。<sup>(28)</sup> 記紀研究の専門誌以外に掲載されたために衆目に触れていない危惧もあり、ここでその要点を記したい。

嵐氏は、まず、記序の「化照」「空月」が、それぞれ、現行の「進律疏表」には「化光」、「上五経正義表」および『文選』顔延年「三月三日曲水詩序」には「虚月」とあることから、避諱字であることを想定された。

唐初でこれを確認すれば、たとえば「照」は、則天武后の諱であり、高宗の永徽二(六五二)に編纂された「律」および永徽四(六五三)の「律疏」に付せられた「進律疏表」には存したが、武后時代の垂拱律疏に付せられた進表から「光」に改められた可能性が高い。すると「化照」は、

高宗時代の永徽進表に依拠したとしか考えられない。同様な考察から、「空月」は唐初の『文選』に依拠したことが限定される。

そして、永徽律疏を律令編纂のテキストとして使用した時期は、大宝・養老律令編纂期前後であり、『文選』も養老律令編纂期には古いテキストが使われ、李善注の将来は養老律令編纂前後であることから、「化照」「空月」とあるテキストを参看できる期間はきわめて限定され、これを用いる記序は和銅年間に制作された蓋然性は頗る高いことを指摘されている。

この客観的根拠は揺らぐことはないだろう。古事記は、序・本文とも和銅の成立である。撰録者のもとに文字資料があったことは、序自体が「如此之類。随本不改」と述べるように確実視される。それを一人の手によって一神田秀夫氏の所謂「缺」と「糊」によって(注1同)全体を統一したのが今日の本文である。最初に引いた小谷氏の見解を再度引けば以下の通りである。

「原古事記」とも言える資料集の中で、いく通りかの表記法がなされていたものを、整えて不揃いながらも、全体を統一し、一書として読み通せるようにしたのは、元明朝における安万侶である(注6同)。

既に明らかにしたように、『経律異相』による潤色を施

したのも、多くの歌謡を記載したのも、神名を統一的に表記したのも、一人の手であると言つてよい。そのもつとも有力な証拠が、上・中・下、全巻にわたる接続語「余」の類用である。拙稿「古事記『爾』再論」で明らかにしたように、接続語「余」は、漢籍にも他の我国上代文献にも稀少であり、古事記特有の接続語であると言ひ得る。接続語「余（しかくして）」の用例は二八八例に及ぶ。三九六例用いられる「故（かれ）」と並んで、全巻にこれが及ぶことは古事記本文が一人の手に成ることの徴証である。

### 注

本稿の使用テキストは以下の通りである。万葉集は、塙書房『補訂版萬葉集』に拠り、日本書紀は、林勉氏の校訂本文（中央公論社『日本書紀』）に拠つたが、頁・行は古典大系に拠つた。古事記は、真福寺本を底本に諸本集成古事記によつて校合したテキスト「拙編『古事記音訓索引』（おうふう、一九九三年）校異参照」を用い、頁は、西宮一民編『古事記新訂版』に拠つた。風土記は、それぞれ独自の校訂本「拙著『風土記の文字世界』（笠間書院、二〇一一年）凡例参照」に拠るが、頁・行は、便宜上『新編日本古典文学全集』に準じ、「風土記名・郡名・頁」の体裁で表した。

(1) 神田秀夫『古事記の構造』（明治書院、一九五九年）  
日本古典全書『古事記』上（朝日新聞社、一九六二年）

- (2) 神田秀夫「古事記は持統五年以前に成つたか」古事記年報二五（古事記学会、一九八三年一月）
- (3) 川副武胤「古事記考証」（至文堂、一九九三年）三八七頁
- (4) 西條勉「古事記の文字法」（笠間書院、一九九八年）  
三浦佑之「古事記「序」を疑う」古事記年報四七（古事記学会、二〇〇五年一月）
- (5) 小谷博泰『木簡・金石文と記紀の研究』（和泉書院、二〇〇六年）二八二頁
- (6) 小谷博泰「古事記序文と本文の筆録―表記と用字に關して―」『萬葉語文研究』第八集（和泉書院、二〇一二年九月）
- (7) 山口佳紀「上代特殊仮名遣い研究から見て古事記偽書説は成り立つのか」国文学二五―一四（學燈社、一九八〇年一月）
- (8) 藤井茂利「古代日本語の表記法研究」（近代文芸社、一九九六年）一一四―一四二頁
- (9) 東野治之「各個解説」『日本古代の墓誌』（同朋社、一九七九年）一六九頁
- (10) 元興寺露盤銘・法隆寺金堂葉師仏光背銘・法隆寺天壽國曼荼羅繡帳銘の年代については、拙稿「推古朝遺文の再検討」『聖徳太子の真実』（平凡社、二〇〇三年）で述べた。
- (11) 拙著『風土記の文字世界』（笠間書院、二〇一一年）
- (12) 義江明子『日本古代系譜様式論』（吉川弘文館、二〇〇〇年）

〇〇年)

- (13) 篠川賢「親族呼称からみた系図と戸籍」『美濃国戸籍の総合的研究』二〇〇三年
- (14) 金沢英之「天寿国繻帳銘の成立年代について——儀鳳曆による計算結果から」国語と国文学七八一一(東京大学国語国文学会、二〇〇一年一月)
- (15) 朴美賢「日本書紀に見える「児」「子」の考察」『国語文字史の研究七』(和泉書院、二〇〇三年一月)
- (16) 秋本吉郎「風土記の研究」(ミネルヴァ書房、一九六三年)
- (17) 坂上康俊「嶋評戸口変動記録木簡をめぐる諸問題」第三四回木簡学会研究集会二〇一二年一月二日
- (18) 池山聰助「古典に現れたる天照大神中心思想の発展」(初出一九四〇年)『神道古典の研究』(国書刊行会、一九八四年)
- (19) 筑紫申真『アマテラスの誕生』(角川新書版、一九六二年)(秀英出版版、一九七一年)(講談社学術新書版、二〇〇二年)
- (20) 新谷尚紀『伊勢神宮と出雲大社』(講談社、二〇〇九年)
- (21) 津田左右吉『日本古典の研究』(岩波書店、一九四八年) 初出、『津田左右吉全集』(岩波書店、一九六三年) 所収
- (22) 直木孝次郎「天照大神と伊勢神宮の起源」『日本史論集、古代社会と宗教』(一九五一年) 初出、『日本古代の氏族と天皇』(塙書房、一六九四年) 所収
- (23) 亀山泰司「日本書紀β群と古事記——「天照大神」の偏在について——」(古事記学会大会発表、二〇一二年六月一七日)
- (24) 森博達「『日本書紀』区分論から観た天照大神の誕生」(日韓共同フォーラム発表資料、二〇一二年一月一日)・「皇祖神天照大神と『日本書紀』区分論」(『基盤研究B2433003』古代東アジア諸国の仏教系変格漢文に関する基礎的研究) 国際研究集会「古代東アジアの変格漢文」、二〇一二年一月一日)
- (25) 「二云、指上日女之命」の方が推敲前の姿であるとすれば、当初の「指上」から「天照」への改変が後に為されたと考えられることもできる。草壁皇子挽歌は最初に詠まれた持統三689年時点では「指上日女之命」であった可能性が高い。
- (26) 拙稿「ヒルコの変容」古事記研究大系5-I『古事記の神々』(高科書店、一九九八年六月)
- (27) 風義人「古事記序文と進律疏表」温故叢誌三四(温故学会、一九八〇年)
- (28) 拙著『記紀の文字表現と漢訳仏典』(おうふう、一九九四年)
- (29) 拙稿「古事記『爾』再論」西宮一民編『上代語と表記』(おうふう、二〇〇一年一月)
- (30) 拙編『古事記音訓索引』(おうふう、一九九三年)では、「余」二八六例+「尔」二例